

高齢者虐待防止のための指針

1 基本的な考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者的人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。

当法人では、利用者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止・予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての従業者は本指針に従い業務にあたることとする。

2 虐待の定義

① 身体的虐待

暴力行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える、またはそのおそれのある行為を加えること。また正当な理由なく身体を拘束すること。

② 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。または利用者にわいせつな行為をさせること。

③ 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度・無視・嫌がらせ等によって利用者に精神的・情緒的な苦痛を与えること。

④ 介護・世話の放棄や放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行なうべきサービスの提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

⑤ 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3 高齢者虐待防止委員会、その他施設内の組織に関する事項

事業所では、虐待等の発生の防止等に取り組むにあたり「高齢者虐待防止委員会」を設置する。

① 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とする。

- ② 高齢者虐待防止委員会の構成員
 - ・管理者（責任者）・介護支援専門員 ・生活相談員 ・看護職員 ・介護職員
 - ※その他必要に応じ委員を指名する
- ③ 高齢者虐待防止委員会の開催

委員会の開催については、通所系サービス（小規模多機能含む）は年1回以上、入居系サービスは年2回以上開催し、虐待事案発生時等の必要な場合には随時開催することとする。
- ④ 高齢者虐待防止委員会の役割
 - ・虐待に対する基本理念・行動規範等及び従業員への周知に関するこ
 - ・虐待防止のための指針及びマニュアルに関するこ
 - ・従業者の人権意識を高めるための研修計画に関するこ
 - ・虐待予防・早期発見に向けた取り組みに関するこ
 - ・虐待が発生した場合の対応に関するこ
 - ・虐待の原因分析と再発防止策に関するこ

4 高齢者虐待防止のための研修に関する基本方針

従業者に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下の通り実施する。

- ① 定期的な研修の実施（年2回以上）
- ② 新規採用時には別途研修の実施
- ③ 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管
- ④ その他必要な教育・研修の実施

5 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ① 虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が従業者であった場合には役職位等の如何を問わず厳正に対処する。
- ② 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- ① 利用者及びその家族等、従業者等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。
- ② 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるように努めることとする。
- ③ 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、従業者は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止委員会は従業員に対し早期発見に努めるよう促すこととする。
- ④ 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに必要に応じて関係機関に通報することとする。

7 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族等に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて行政機関の関係窓口及び身元引受人との連携を図り、成年後見制度の利用を支援することとする。

8 虐待等に係る苦情解決方法

- ① 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を責任者に報告すること。
- ② 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意をすること。
- ③ 対応の結果は相談者にも報告することとする。

9 本指針の閲覧について

本指針は、利用者及びその家族等がいつでも事業所内で閲覧できるようにするとともに、ホームページ上に公表する。

10 その他

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すように努めることとする。

付則

この指針は、2023年10月1日より施行する。